

「農林土木業務委託工事共通仕様書」の改正新旧対照表

頁	改正前	改正後
4	<p>1 測量業務共通仕様書（農林土木工事） 第1編 共通編 （提出書類） 第9条（略） 2（略） 3 受注者は、契約時又は完了時において、委託料 500 万円以上の業務について受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から 10 日以内に、完了時は完了後 10 日以内に、測量調査設計業務実績サービス（TECRIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより、又は公衆回線を通じてオンラインで提出しなければならない。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ」の写しを監督員に提出しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>1 測量業務共通仕様書（農林土木工事） 第1編 共通編 （提出書類） 第9条（略） 2（略） 3 受注者は、受注時又は変更時において、委託料が 500 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。 また、登録後は「登録内容確認書」の写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>
12	<p>測量調査設計業務実績サービス（TECRIS）について</p>	<p>削除</p>

頁	改正前	改正後
5	<p>2 設計業務共通仕様書（農林土木工事）</p> <p>第1編 共通編 （提出書類）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 受注者は、契約時又は完了時において、委託料 500 万円以上の業務について受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から 10 日以内に、完了時は完了後 10 日以内に、測量調査設計業務実績サービス（TECRIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより、又は公衆回線を通じてオンラインで提出しなければならない。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ」の写しを監督員に提出しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>2 設計業務共通仕様書（農林土木工事）</p> <p>第1編 共通編 （提出書類）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において、委託料が 500 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。</p> <p>また、登録後は「登録内容確認書」の写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>
14	<p>測量調査設計業務実績サービス（TECRIS）について</p>	<p>削除</p>

頁	改正前	改正後
4	<p>3 地質・土質業務共通仕様書（農林土木工事）</p> <p>第1編 共通編 （提出書類）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 受注者は、契約時又は完了時において、委託料 500 万円以上の業務について受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から 10 日以内に、完了時は完了後 10 日以内に、測量調査設計業務実績サービス（TECRIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより、又は公衆回線を通じてオンラインで提出しなければならない。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ」の写しを監督員に提出しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>3 地質・土質業務共通仕様書（農林土木工事）</p> <p>第1編 共通編 （提出書類）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において、委託料が 500 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。</p> <p>また、登録後は「登録内容確認書」の写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>
12	<p>測量調査設計業務実績サービス（TECRIS）について</p>	<p>削除</p>

頁	改正前	改正後
7	<p>4 用地調査業務共通仕様書（農林土木工事）</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則 （提出書類）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 受注者は、契約時又は完了時において、委託料 500 万円以上の業務について受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から 10 日以内に、完了時は完了後 10 日以内に、測量調査設計業務実績サービス（TECRIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより、又は公衆回線を通じてオンラインで提出しなければならない。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ」の写しを監督員に提出しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>4 用地調査業務共通仕様書（農林土木工事）</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則 （提出書類）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 受注者は、受注時又は変更時において、委託料が 500 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。</p> <p>また、登録後は「登録内容確認書」の写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>